

第15回決済システムフォーラム資料

# 業務継続に関する課題

---

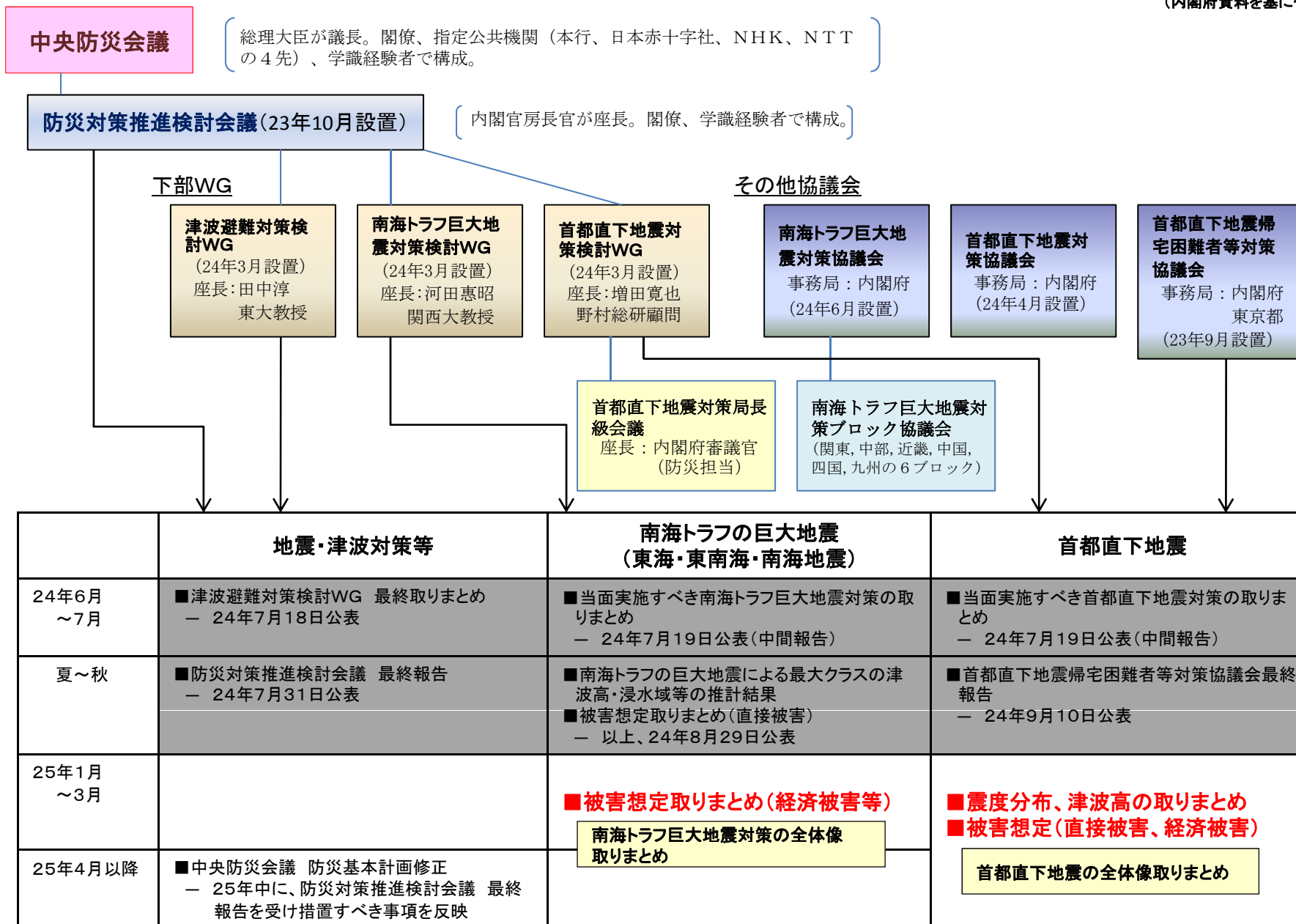


日本銀行 決済機構局

2013年1月31日

# 1. 地震対策に係る政府検討状況

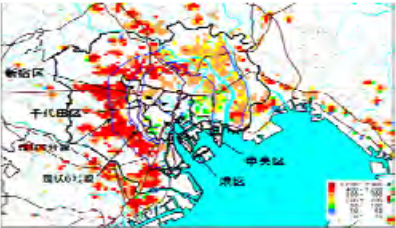
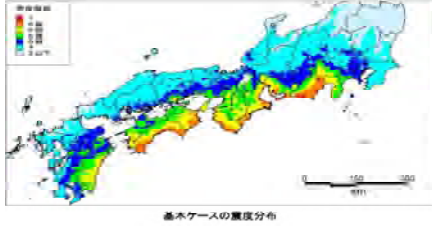
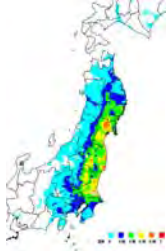
(内閣府資料を基に作成)



シャドウ: 公表済

# (参考1) 首都直下地震・南海トラフ巨大地震の被災想定

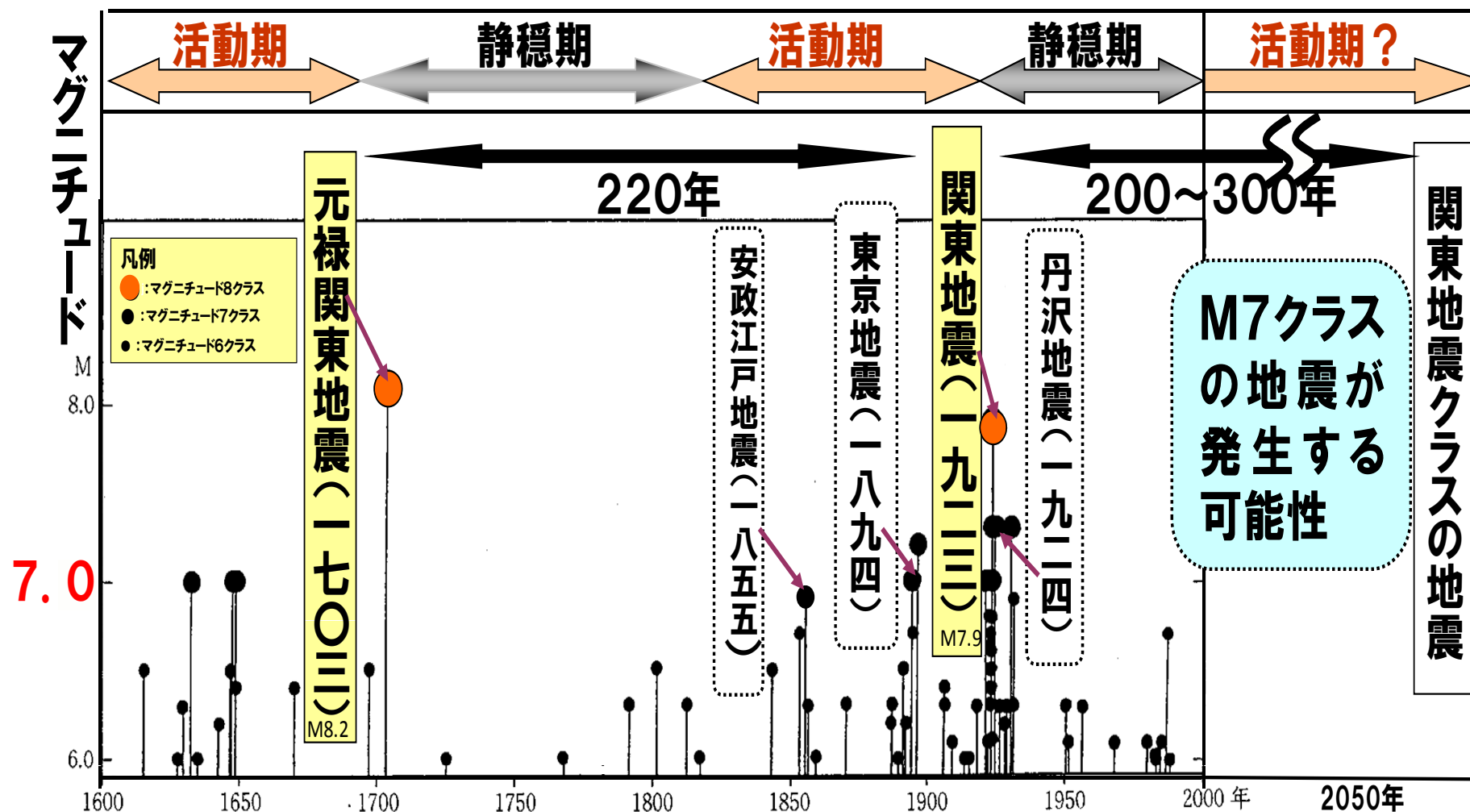
(内閣府資料を基に作成)

	首都直下地震 【被害想定(最大の場合)】 (H17.7 中央防災会議)	南海トラフ巨大地震 【被害想定<第一次報告>】 (H24.8 中央防災会議の下部WG) <small>以下は東海地方が大きく被災するケースで記述</small>	(参考) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)
地震の規模	マグニチュード7.3 (東京湾北部地震) <b>※現在、関東大震災級(M8) の想定地震を含め見直し中</b>	マグニチュード9.0	マグニチュード9.0
死者等	死者 約13,000人 (東京都心西部直下地震M6.9の場合) ※死者数の約6割が火災、約3割 が建物倒壊によるもの	死者 約80千 ~ 323千人 ※死者数の2割強が建物倒壊、約 7割が津波によるもの	死者 15,874人 行方不明 2,744人 (H24.11.27時点) ※死者の死因は9割以上が津波に よるもの (警察庁資料より)
負傷者	約21万人	約26万~32万人	6,114人 (H24.11.27 時点)
避難者	避難所生活者 約460万人 ※避難者総数は約700万人	(推計していない)	避難所生活者 約32万人
建物被害	全壊・焼失棟数 約85万棟	全壊・焼失棟数 約95万~238万棟	全壊 129,628 棟 (H24.11.26時点)
被害額	約67兆円 (直接被害) ※間接被害を含むと約112兆円	今後推計	約16.9兆円 (直接被害)
参考図	東京湾北部地震 (M7.3) による 焼失棟数の分布 (火災被害が大きい 冬18時、風速15m/sの場合) 	南海トラフ巨大地震 (M9.0) に よる震度分布 	東北地方太平洋沖地震 (M9.0) の震 度分布 

## (参考2) 南関東地域における大規模地震の発生間隔

(内閣府資料を基に作成)

- ・ 南関東地域では、200～300年間隔でM8クラスの「関東大地震」型の地震が発生
- ・ その間に、M7クラスの直下型地震である「首都直下地震」が数回発生



## (参考3) 従来の首都直下地震と関東大震災級の地震①

---

### 1. 従来の「首都直下地震」

中央防災会議が想定した18タイプの地震動

例)東京湾北部地震(M7.3)・・・東京都心部が震源。最も被害が大きい。

多摩直下型地震(M7.3)・・・東京都、神奈川県を中心に広範囲で被害が発生。  
火災による被害の割合が高い。

立川断層帯地震(M7.3)・・・埼玉県、東京都、神奈川県の広範囲で被害が発生。  
揺れによる建物被害数は都心直下のケースに次いで多い。火災による被害の割合が高い。

### 2. 相模トラフ沿いの地震

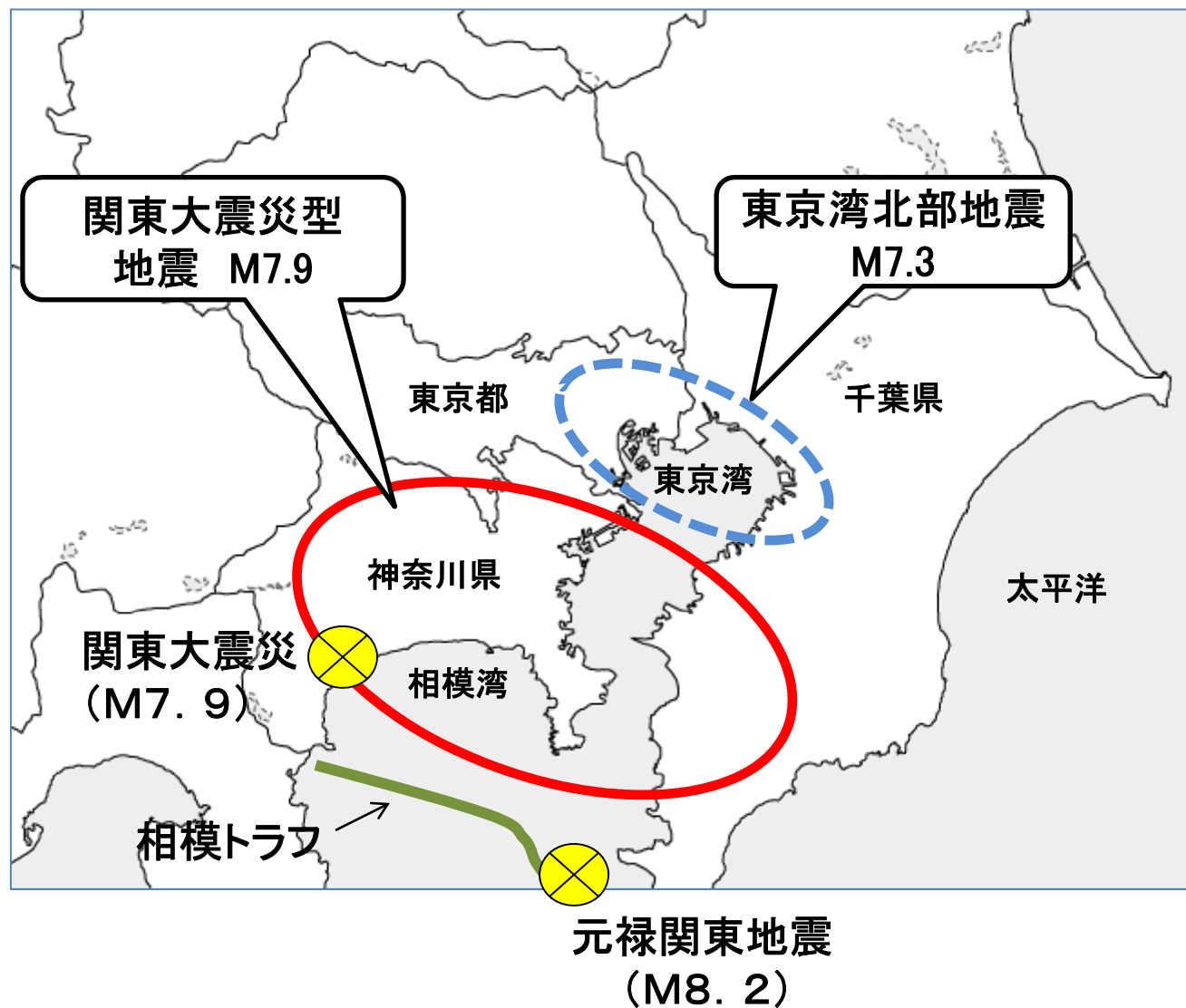
①大正型関東地震(関東大震災)(M7.9)

②元禄型関東地震(M8.1)

—— 東京湾における津波の最大被害を想定。

## (参考4) 従来の首都直下地震と関東大震災級の地震②

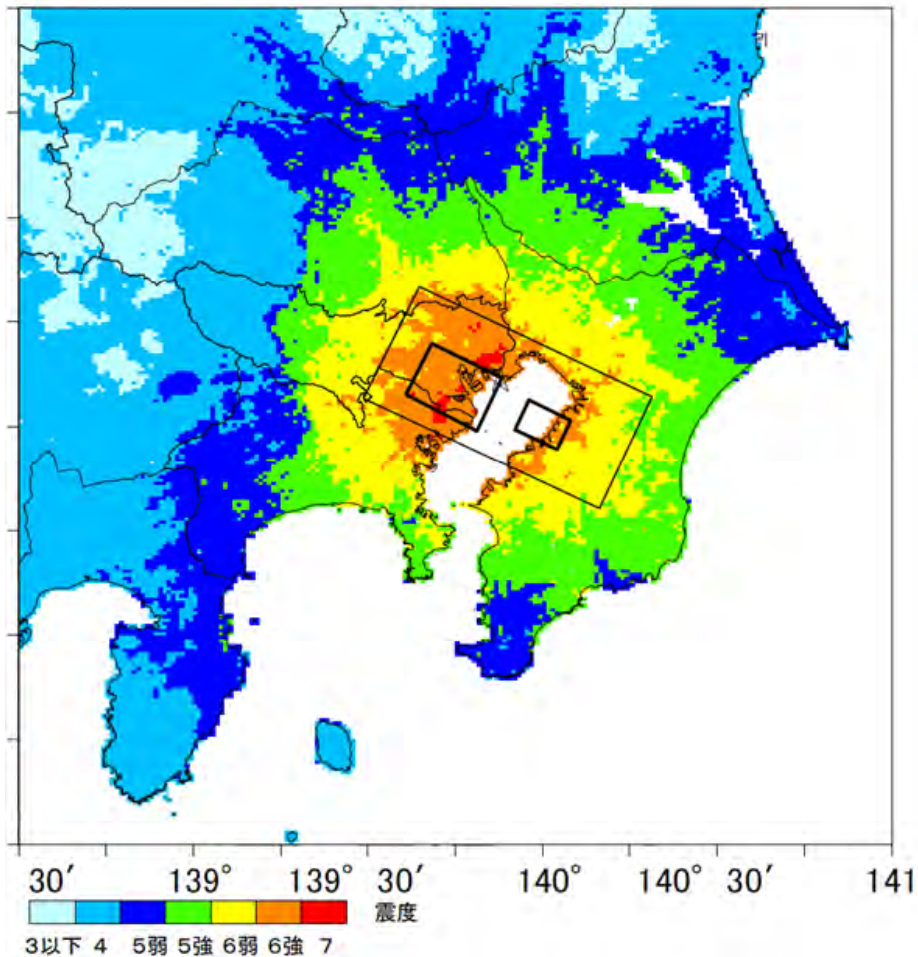
(内閣府資料を基に作成)



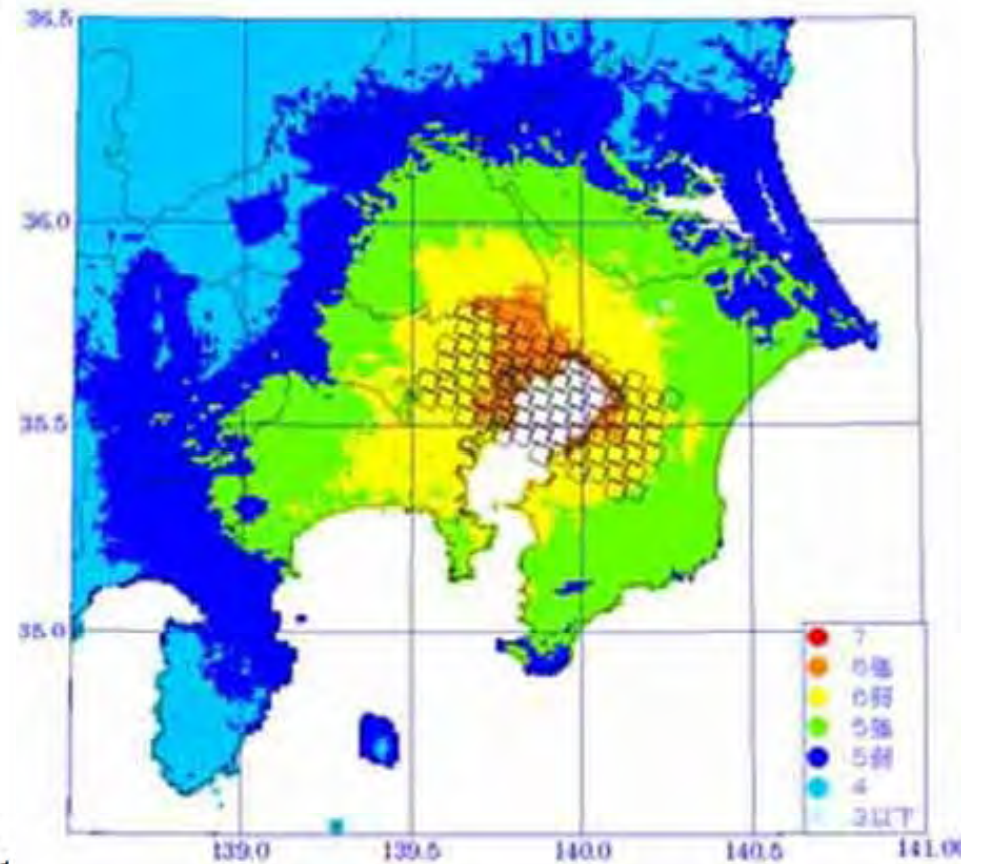
## (参考5) 首都直下地震の震源域(文科省の研究成果)

- 2012年3月末に公表された文部科学省「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」における研究結果では、フィリピン海プレートの上面の深さが中央防災会議が採用したプレート構造モデルより約10km浅くなっていることが確認されたことから、震度6強の領域が広くなるとともに、中央防災会議の検討では殆どみられなかった震度7の地域が点在する結果となった。

【文部科学省「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」(2012)の震度分布図】



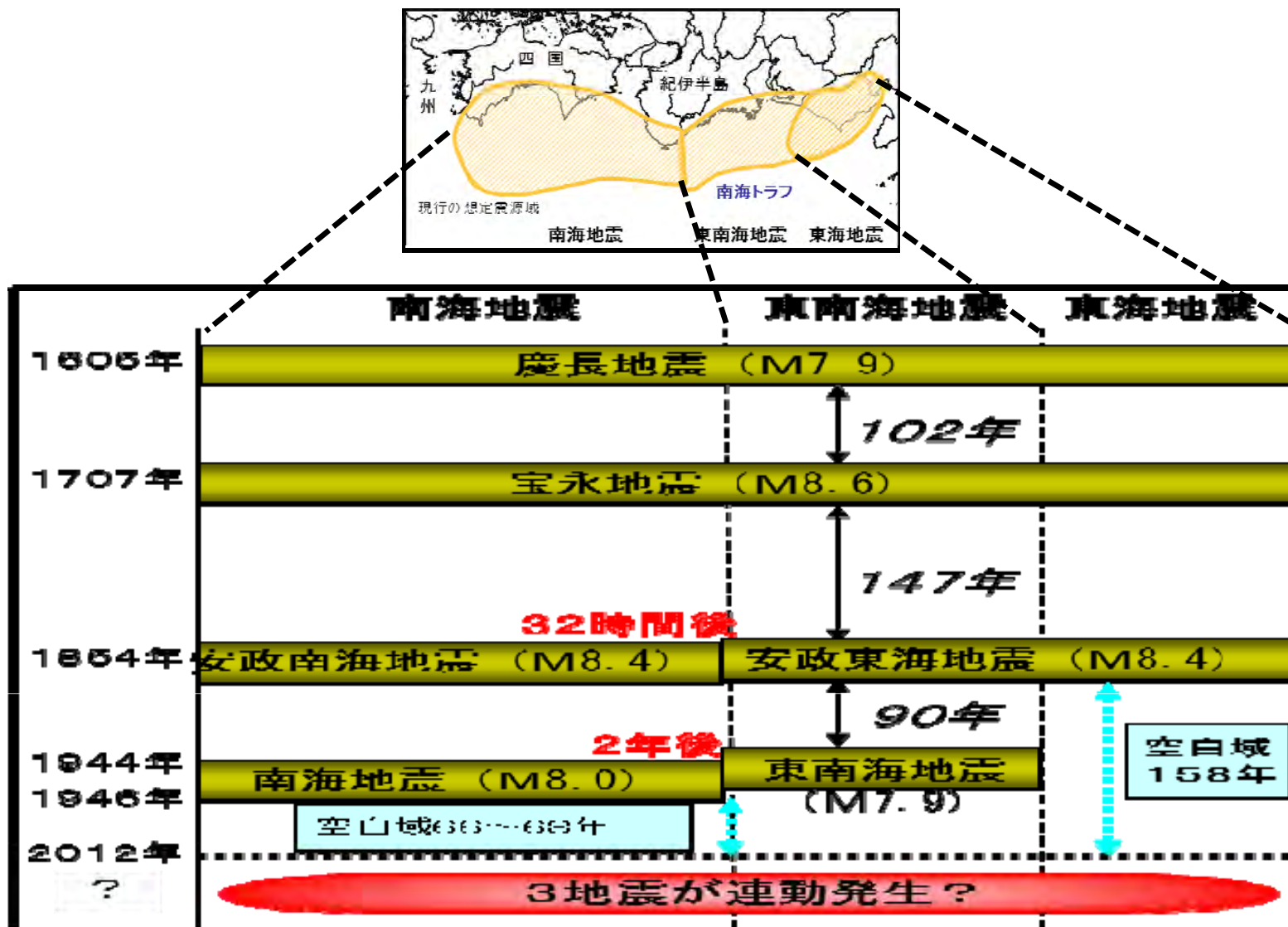
【中央防災会議(2005)の震度分布図】



# (参考6) 南海トラフにおける大規模地震の発生間隔

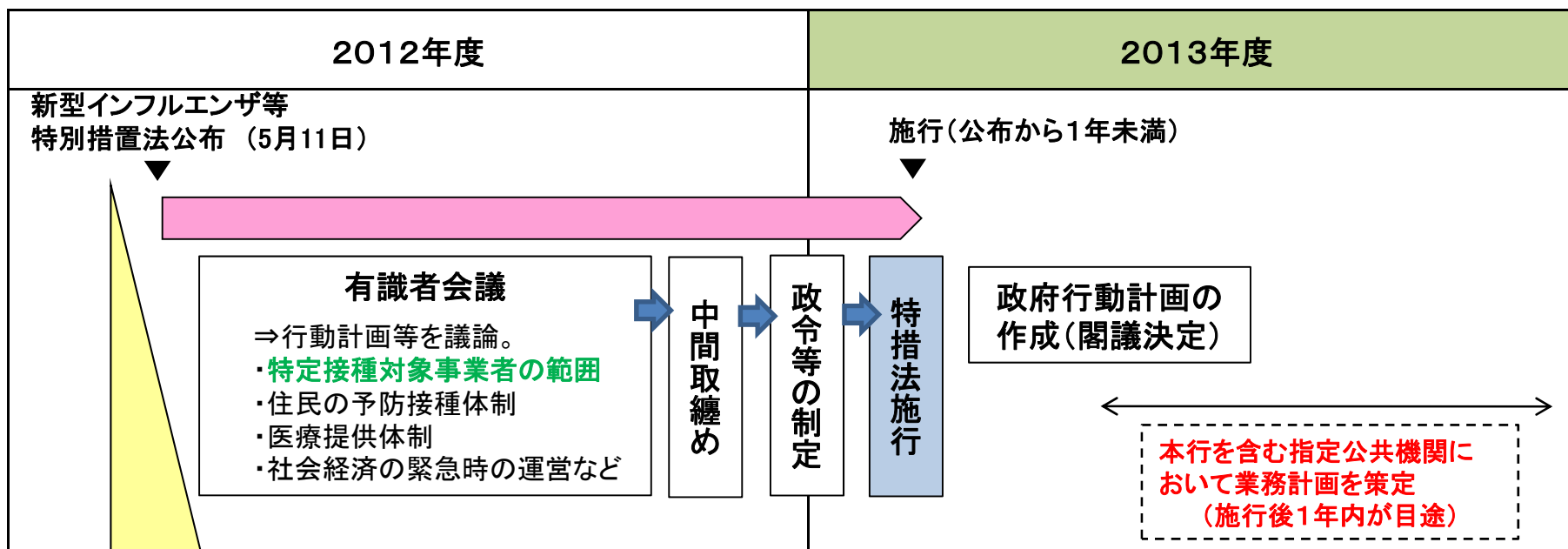
(内閣府資料を基に作成)

- 南海トラフでは、概ね100年~150年の間隔で大規模地震が発生





## 2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の政府検討状況



### ○ 法抜粋(日本銀行関連部分)

#### ▼ 指定公共機関(第2条第6項)

六 **指定公共機関** 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、**日本銀行**、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。 )又は医療機器(同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。 )の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

#### ▼ 業務計画の作成(第9条)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

第九条 **指定公共機関**又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、**その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」という。)**を作成するものとする。

#### ▼ 「通貨および金融の安定」に資するための措置を講じること(第61条)

(通貨及び金融の安定)

第六十一条 **日本銀行**は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、**銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。**

### 3. 各想定脅威の特徴と課題等

#### 特 徴

##### 首都直下地震

- ① 金融・決済の中核機能が毀損。
- ② 深刻な火災被害が発生。
- ③ 関東大震災クラスまで想定した場合、電力・水道・ガス・通信・建物等の復旧は従来想定より長期化・深刻化。
- ④ 鉄道の復旧も従来想定より長期化。環7内側への一般車両進入は禁止。
- ⑤ 帰宅困難者対策が不可欠。

##### 南海トラフ巨大地震

- ① 最悪の場合、大きな揺れと津波を伴う形で、東日本大震災を上回る広域に大規模な被災が発生。
- ② 対象地域では、関係先の拠点が完全喪失する可能性も。
- ③ 物資・燃料の輸送路が長期に途絶。

##### 新型インフルエンザ

- ① 人的資源(従業員)に大きな制約(ピーク時最大40%の欠勤)が発生。
- ② 医療サービスに加え、公衆衛生や不急不要な外出自粛等の組み合わせによる総合的な感染防止策が不可欠

#### 課 題 等

##### (ポイント)

- 従業員の安全確保
- 被災地以外を含めた『決済の安定性確保』  
⇒ 首都直下地震対策で主要な決済システム運営主体は経済中枢機能と位置付けられていること、また、新型インフルエンザ対策でも特定接種対象事業者として検討されていることを踏まえた対応が必要
- 経営資源(物的・人的)の毀損度(制約)に着目したBCP体制の構築

##### (課題)

- ストレスシナリオの再点検  
⇒ 潜在脅威に見合う十分なシナリオを設定する必要
- 要員の確保  
⇒ 徒歩参集可能な初動要員と交替要員の確保  
⇒ 代替拠点での要員確保、移動手段の点検
- 拠点機能の強化と代替拠点の確保  
⇒ 耐震・防水対策、自家発電設備等の充実  
⇒ 代替拠点(B/Uオフィス、B/Uシステム)の確保
- 重要な関係先との連携体制  
⇒ 決済参加者の他、自治体、業務委託先、燃料供給会社等も念頭に置く必要
- 実践的な訓練  
⇒ ストリートワイド訓練、リアルタイム型シナリオ・ブラインド訓練等
- 従業員の教育・意識啓発の継続・徹底